

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第五十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三十一号を次のように改める。

様式第31号（第22条関係）
精神障害者保健福祉手帳申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の（新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付）について申請します。

精神障害者本人	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日													
	氏 名		個 人 番 号														
	住 所	電 話 ()															
既存の医療受給者証	受給者番号		有効期限	年 月 末日													
既存の手帳	手帳番号		有効期限	年 月 末日													

家族等の連絡先 (精神障害者本人が18歳未満の場合に記入)	フリガナ		続柄	
	氏 名			
	住 所	電 話 ()		

申請書を提出した者	□精神障害者本人 □上記の家族等 ※左記以外の場合は以下に記入			
	フリガナ		本人との関係	
	氏 名			
	住 所	電 話 ()		

- (注) 1 申請事項については、該当するものを全て○で囲んでください。
2 精神障害者保健福祉手帳の新規交付、更新又は障害等級変更について申請を行う場合は、次の(1)から(3)までのいずれかの書類を添付してください（(2)又は(3)の書類を添付した場合は、日本年金機構又は共済組合等に対し、年金の障害等級等を照会することがあります。）。
- (1) 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 - (2) 障害年金に関する次の①、②及び③の書類
 - ① 障害年金の年金証書又は年金裁定通知書の写し
 - ② 直近の年金振込（支払）通知書の写し
 - ③ 日本年金機構又は共済組合等に対する照会についての同意書
 - (3) 特別障害給付金に関する次の①、②及び③の書類
 - ① 特別障害給付金受給資格者証又は特別障害給付金支給決定通知書の写し
 - ② 直近の国庫金振込（送金）通知書の写し
 - ③ 日本年金機構又は共済組合等に対する照会についての同意書
- 3 居住地の市町村に申請してください。
4 自立支援医療費（精神通院）支給認定を受けるには、別に申請が必要です。

	を	障害等級		旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額	
に					

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第三十三号による精神障害者保健福祉手帳は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第三十三号による精神障害者保健福祉手帳とみなす。

3 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。